

宮崎市客引き行為等の禁止に関する条例 逐条解説



宮崎市観光イメージキャラクター
ミツちゃん

宮崎市危機管理部地域安全課

令和3年9月

【条例制定の背景】

宮崎市では、第五次宮崎市総合計画及び第四次宮崎市観光振興計画に基づき、県内随一の歓楽街「ニシタチ」エリアのブランド力の向上のため、安全・安心な環境の形成を図り、賑わいを生み出してきました。しかし、一方でこの地域において客引き行為等が多数見られるようになり、市民や観光客などの快適な通行が妨げられているという声が寄せられるようになりました。

このような中、令和2年9月に地域団体から宮崎市議会に対し、「ニシタチにおける迷惑行為（客引き行為等）を規制する条例制定を求める請願」が、6,600名の署名簿と共に提出され、市議会定例会において採択されました。

市では、これまでも地域団体や宮崎県警察と協力し、客引き行為等の防止に向けたパレードなどを行ってきましたが、この時期からは各種アンケートを通して、市民や事業者の客引き行為等に対する規制の必要性を認識することとなりました。

このようなことから、同年11月に弁護士や学識経験者、各種団体の代表者等で構成する「宮崎市客引き等の禁止に関する条例検討懇話会」を設置し、ニシタチを訪れる市民や観光客等が、安全・安心に通行し、快適に利用できることができるよう、公共の場所での客引き行為等を規制するための検討を始めました。

そして、その検討結果を基に、客引き行為等を禁止するとともに、市や地域団体、警察などの関係機関が連携し、客引き行為等の取り組みを推進するため、「宮崎市客引き行為等の禁止に関する条例」を制定しました。

このたび、宮崎市客引き行為等の禁止に関する条例の一部施行に合わせて、本条例の逐条解説を作成いたしました。

本資料につきましては、今後、制度の運用に基づき、より分かりやすい資料となるよう内容を更新する場合があります。

【条例制定に至るまでの主な経緯】

令和2年

- 9月 地域団体から条例制定を求める請願
市政モニターアンケートの実施
- 11月 第1回条例検討懇話会の開催
- 12月 事業者アンケートの実施

令和3年

- 1月 第2回条例検討懇話会の実施（書面協議）
- 2月 街頭アンケートの実施
※各種アンケートの結果、約7割の方から居酒屋やカラオケ店などを
含めて客引き行為等の規制は必要との回答を得た
- 3月 第3回条例検討懇話会の開催
- 4月 パブリックコメントの実施（条例骨子）
- 9月 条例案を市議会9月定例会に提出
条例の制定、一部施行
- 10月 パブリックコメントの実施（禁止区域）

令和4年

- 1月 条例の全面施行

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所における客引き行為等の禁止に関し必要な事項を定めることにより、市民等、事業者等及び地域団体と連携して、公共の場所を快適に通行し、又は利用することができる環境の形成を図り、もって安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【趣 旨】

本条は、宮崎市客引き行為等の禁止に関する条例（以下「条例」という。）の目的を定めたものであり、条例全体の解釈運用の指針になるものです。

【解 説】

(1) 本条例では、公共の場所における客引き行為等の禁止に関し必要な事項を定めることにより、市民等、事業者等及び地域団体と連携して対策を講じていくことを基本に、公共の場所を快適に通行し、又は利用することができる環境の形成を図り、もって、安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的としています。

(2) 公共の場所における客引きやつきまといなどは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）、宮崎県迷惑行為防止条例（平成11年宮崎県条例第74号。以下「県迷防条例」という。）などで規制されています。

本条例の目的は、公共の場所を快適に通行し、又は利用することができる環境の形成を図り、もって、安全で安心な地域社会の実現に寄与することであり、他法令と目的や内容は異なるため、他法令と矛盾・抵触を生じるものではありません。

また、本条例の適用に当たっては、本条例の目的に照らして、市民等及び事業者等の権利を不当に侵害しないように留意しなければなりません。

【関係法令とその目的】

関係法令	目的
風営法	善良の風俗と清浄な風俗環境の保持及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止
道交法	道路における危険の防止、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止
県迷防条例	人に著しく迷惑をかける行為の防止

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 客引き行為等 道路、公園、広場その他の公共の用に供する場所（以下「公共の場所」という。）において行われる次に掲げる行為をいう。

ア 客引き行為（通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為をいう。以下同じ。）

イ 客待ち行為（客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいう。）

ウ 勧誘行為（通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、役務に従事するよう勧誘する行為をいう。以下同じ。）

エ 勧誘待ち行為（勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいう。）

(2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(3) 事業者等 事業（その準備行為を含む。）を営む個人及び法人その他の団体（以下「事業者」という。）又はその従業者をいう。

(4) 地域団体 市内に存する自治会、商店街振興組合その他の地域活動を行う団体をいう。

【趣 旨】

本条は、この条例で用いる用語の意義を明らかにしたものです。

【解 説】

(1) 第1号関係

「客引き行為等」とは、公共の場所において行われる行為のうち、通行人の中から特定の人に接近して行う、並進しながら行う、又は足を止めさせて行うなど、通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して行われる、次の①から③の4つの行為を指します。

「公共の場所」とは、道路、公園、広場など不特定多数の人が通行し、又は利用する場所で公共の用に供される場所を指します。なお、店舗敷地内は、公共の場所には含まれません。

① 客引き行為

「客引き行為」とは、店を探しているか尋ねるか、交渉を持ちかける、又は店へ誘う等、客となるように誘う行為をいいます。

② 勧誘行為

「勧誘行為」とは、職を探しているか尋ねる、交渉を持ちかける、又は職場へ誘う等、役務に従事する者となるように勧誘する行為をいいます。

③ 客待ち行為・勧誘待ち行為

「客待ち行為」又は「勧誘待ち行為」とは、客引き行為又は勧誘待ち行為を行うために公共の場所で待つ行為をいいます。具体的には、客となるように誘う人を探すために又は役務に従事するよう勧誘する者を探すために、公共の場所で待つ行為をいいます。

本市が実施した各種アンケートの結果、約7割の方から居酒屋やカラオケ店などを含めて客引き行為等の規制は必要との回答を得たことから、飲食店及び風俗営業等の業種を問わず、全業種を対象とします。

一方で、相手方を特定せず、通行人など不特定多数の人に対し広く行う行為（例：ビラやティッシュの配布、看板を持って宣伝する行為）や「いらっしゃいませ」と呼びかける行為は、客引き行為には該当しませんが、これらの行為であっても、公共の場所で、相手方を特定し、客となるように誘う行為又は役務に従事するよう勧誘する行為に発展した場合は、客引き行為又は勧誘行為に該当します。

【該当する事例等】

客引き行為、勧誘行為とは、次のポイントを全て満たす行為をいいます。

	ポイント	該当する事例
イ	公共の場所において行われる行為	・道路で ・公園で など
ロ	通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して行われる行為	・接近して ・並進して ・追隨して ・足を止めさせて ・立ちふさがって ・顔をのぞき込んで など
ハ	客となるよう誘う行為 (客引き行為)	・お客となるよう 店を探しているか尋ねる 値段の交渉を持ち掛ける 店へ誘う など
	役務に従事するよう勧誘する行為 (勧誘行為)	・仕事に従事するよう 職を探しているか尋ねる 交渉をもちかける 職場へ誘う など

【該当しない事例】

- ・店舗の敷地内における営業活動
- ・上記の3つのポイントのいずれかを満たさない、呼び込み、ビラやティッシュの配布、看板での宣伝
- ・募金活動、署名活動、献血

(2) 第2号関係

「市民等」とは、市内に居住している人のほか、市内に滞在している人、市外からの通勤者や通学者、旅行者も含まれます。

(3) 第3号関係

「事業者等」とは、その準備行為を含めた事業活動を行う全ての事業者又はその従業者をいい、法人であるか個人であるかを問いません。

「準備行為」とは、事業の準備の事実が客観的に判断できる状況をいい、主に新規店舗の開店に伴う従業員の勧誘やサービスの予約の受付等をいいます。

(4) 第4号関係

「地域団体」とは、市内に存する自治会、地域まちづくり推進委員会、商店街振興組合、商店会などの地域活動を行う団体をいいます。

<参考：具体的事例>

事 例	該当・非該当
道路で飲食店に関するチラシを配っていたところ、通行人の中の「ここいいね。」と反応した男性に対し、「今からすぐに御案内できます。ぜひどうぞ。」などと声をかける。	客引き行為に 該当
店舗の敷地内から、道路を歩いている通行人に対し、「居酒屋、キャバクラをお探しではないですか。どちらも安く御案内できますよ。どうぞこちらです。」などと声をかけ、呼び込む。	非該当
配布物（ティッシュやチラシ）を受け取った相手から店の場所を尋ねられ、その質問に答える。	非該当
配布物（ティッシュやチラシ）を受け取った相手から店の場所を尋ねられ、その質問に答えた上で、「安くしますよ、どうですか。」などと誘う。	客引き行為に 該当
道路で通行人に接近し、「芸能人になりませんか。」「居酒屋で働きませんか。」などと声をかける。	勧誘行為に 該当
道路で通行人に接近し、「ただいま献血（募金、署名）してくれる方を募集しています。お願いできませんか。」などと声をかける。	非該当
道路で通行人に接近し、「〇〇TVです。今からコメントを撮りたいのですが、少しお時間よろしいですか。」などと言って、その場でインタビューする。	非該当

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、客引き行為等の禁止に関する市民等及び事業者等の意識の啓発その他の必要な施策を推進するものとする。

2 市は、前項の施策の推進に当たっては、警察その他の関係機関及び地域団体との連携を図り、必要な協力を求めるものとする。

【趣 旨】

本条は、条例の目的を達成する上で必要な市の責務について定めています。

【解 説】

(1) 第1項関係

市は、条例の目的を達成するために、市民等及び事業者等に対して、客引き行為等を「しない」「させない」「利用しない」という意識啓発を図るとともに、違反行為の防止活動などに関する必要な施策を総合的に推進することとします。

(2) 第2項関係

市は、客引き行為等の禁止に関する施策を推進するに当たって、不可欠である警察や地域団体などとの連携、協力を求めていくこととします。

「その他の関係機関」とは、宮崎県や検察庁、裁判所等を想定しています。

「地域団体」については、第2条第1項第4号の解説と同じです。

(市民等及び事業者等の責務)

第4条 市民等及び事業者等は、本市が実施する客引き行為等の禁止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、客引き行為等の禁止に関し、従業者への指導、監督等を行うよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、条例の目的を達成する上で必要な市民等及び事業者等の責務について定めています。

【解 説】

(1) 第1項関係

市民等及び事業者等には、市が実施する施策に協力する努力義務があることを定めています。具体的には、客引き行為等を「しない」「させない」「利用しない」という意識啓発に係る施策への協力が求められます。

【協力の具体例】

- ・ 地域でのチラシの回覧や配架
- ・ 啓発活動を行う際の関係地域の協力
- ・ 客引き行為等を受けた際の指導員による聴き取りへの協力
- ・ 賃貸借契約の際に、賃借人側に違反行為をしないように約束させる。

(2) 第2項関係

事業者は、客引き行為等の禁止に関し、従業員に対する指導、監督その他必要な措置を講じる努力義務があることを定めています。

【協力の具体例】

- ・ ビラなどを配布させる場合に、客引き行為等に発展しないよう指導等を行う。

(禁止区域における地域団体の責務等)

第5条 次条第1項に規定する禁止区域を活動の範囲に含む地域団体は、巡回、啓発その他の客引き行為等を行わせないための自主的な取組を推進するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の地域団体のうち、客引き行為等を行わせないための自主的な取組を推進すると認める団体に対し、必要な支援を行うことができる。

【趣 旨】

本条は、条例の目的を達成する上で必要な禁止区域を活動の範囲に含む地域団体の責務について定めています。

【解 説】

(1) 第1項関係

市が指定する禁止区域における客引き行為等の禁止に関する施策の推進に当たっては、禁止区域を活動範囲に含む地域団体による、客引き行為等を行わせないための自主的な取組が不可欠です。

このため、禁止区域を活動範囲に含む地域団体は、客引き行為等を行わせないための巡回や普及啓発などの取組を自主的に推進する努力義務があることを定めています。

(2) 第2項関係

市長は、地域団体と連携して、客引き行為等の禁止に関する施策を効果的に推進していくため、巡回や普及啓発などの取組を自主的に推進すると認められる団体には、用具の配付など必要な支援を行うことができることを定めています。

(客引き行為等禁止区域の指定等)

第6条 市長は、公共の場所を市民等が快適に通行し、又は利用することができる環境を形成するため特に必要があると認める区域を、客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、市民等及び事業者等の意見を聴くものとする。

3 市長は、禁止区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

4 市長は、必要があると認めるときは、その指定に係る禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

【趣 旨】

本条は、客引き行為等禁止区域の指定や変更等について定めています。

【解 説】

(1) 第1項関係

市長は、公共の場所を市民等が快適に通行し、又は利用することができる環境を形成するため特に必要があると認める区域を、禁止区域として指定することができることを定めています。

禁止区域としては、次の①から③の全てを満たす区域を想定しています。

- ① 人の往来が多く、客引き行為等をする者が多数存在する区域又は客引き行為等をする者が増加するおそれがある区域
- ② 当該区域内の地域団体から、禁止区域の指定の要望がある区域
- ③ 当該区域内の地域団体による客引き行為等をさせないための市と協力した取組が行われている又は行う予定がある区域

(2) 第2項関係

禁止区域の指定に当たっては、事前にパブリックコメントなどにより、市民等及び事業者等の意見を聴くことを定めています。

(3) 第3項関係

禁止区域を指定した場合は、その旨を告示しなければならないことを定めています。

この他、市の広報やホームページに掲載するなどして、広く市民等への周知を図ります。

(4) 第4項関係

禁止区域の変更又は解除する場合には、指定する場合と同様に、あらかじめ市民等及び事業者等の意見を聴くことや、その旨を告示しなければならないことを定めています。

(禁止区域内における客引き行為等の禁止)

第7条 何人も、禁止区域内において客引き行為等をし、又はさせてはならない。

【趣 旨】

本条は、禁止区域内における客引き行為等の禁止について定めています。

【解 説】

何人も禁止区域内においては、客引き行為等をしてはならない、又はさせてはならないことを定めています。

このため、禁止区域内において客引き行為等を行うよう指示、命令をした又は業務の契約を締結した事業者等についても、行為者との間に指揮命令関係を有していれば、対価の供与又は供与の約束の有無にかかわらず規制の対象になります。

また、積極的な指示や命令は行っていない場合であっても、飲食店の営業者や責任者が、従業者が違反となる客引き行為等を行っていることを知りながら容認している場合は、規制の対象になります。

(客引き行為を用いた営業の禁止)

第8条 事業者等は、前条の規定に違反する客引き行為をした者又は当該客引き行為に関係のある者から紹介を受けて、当該客引き行為を受けた者を客として当該事業者等の店舗に立ち入らせてはならない。

【趣 旨】

本条は、禁止区域内において客引き行為を受けた者を、客として店舗に立ち入らせてはならないことについて定めています。

【解 説】

本条は、店舗が依頼したかどうかに関わらず、禁止区域内において客引き行為を受けた者を客として店舗に立ち入らせてはならないことを定めています。

「当該客引き行為に関係のある者」とは、客引き行為をした者の雇用者、客引き行為をした者から客を引き継いだ者、客引き行為をした者に客引き行為を委託した者などを想定しています。

なお、禁止区域内において客引き行為をし、禁止区域外の店舗に立ち入らせる行為も規制の対象となります。

(指導)

第9条 市長は、前2条の規定に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしていると認める者に対し、当該違反行為をしてはならない旨を指導することができる。

【趣 旨】

本条は、第7条（禁止区域内における客引き行為等の禁止）及び第8条（客引き行為を用いた営業の禁止）の規定に違反する行為をしていると認める者（以下「違反行為者」という。）への指導について定めています。

【解 説】

市長は、違反行為をしていると認める者に対して、当該違反行為をしてはならない旨を指導することができます。

指導は口頭又は書面により行い、客引き行為等をしている者、客引き行為等をさせている者、客引き行為を用いた営業をしている事業者等に対して、違反行為をしてはならない旨を求めることができます。

客引き行為等は客引き行為や勧誘行為など4つの行為に分けて規定しているため、その行為ごとに、指導、警告、命令などの段階的な措置を行うこととなります。

(警告)

第10条 市長は、前条の規定による指導を受けた者が更に当該指導に係る違反行為をしていると認めるときは、その者に対し、当該違反行為をしてはならない旨を警告することができる。

【趣 旨】

本条は、指導を受けた者がその指導に従わずに、更に違反行為をしている場合に行う警告について定めています。

【解 説】

市長は、指導を受けた者が指導に従わず、更に違反行為を行っているとき認められる場合は、口頭又は書面により、当該指導を受けた者に対して、違反行為をしてはならない旨を警告することができます。

(命令)

第11条 市長は、前条の規定による警告を受けた者が更に当該警告に係る違反行為をしていると認めるときは、その者に対し、当該違反行為をしてはならない旨を命ずることができる。

【趣 旨】

本条は、警告を受けた者がその警告に従わずに、更に違反行為をしている場合に行う命令について定めています。

命令は違反者に対し直接義務を課し、又は権利を制限する行政上の処分に該当することから、宮崎市行政手続条例（平成8年条例第33号）第2条第6号の不利益処分にあたりません。

【解 説】

市長は、警告を受けた者が警告に従わず更に違反行為を行っている場合、当該警告を受けた者に対して、違反行為をしてはならない旨を命令することができます。

命令は書面により行い、従わないときは過料を科すとともに、氏名などを公表することがある旨を教示します。

なお、市長は、宮崎市行政手続条例第13条第1項第2号に基づき、当該命令の対象となる者に対し、事前に弁明の機会を付与しなければなりません。

【宮崎市行政手続条例（抜粋）】

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 市長等は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接に剥奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合であって市長等が相当と認めるとき。

(2) 前号イからハまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 (略)

(公表)

第12条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 当該命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 公表の原因となる事実
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表の対象となる者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

【趣 旨】

本条は、命令を受けた者が当該命令に従わない場合に、命令を受けた者の氏名などを公表することができることを定めています。

【解 説】

(1) 第1項関係

市長は、命令を受けた者が当該命令に従わない場合に、命令を受けた者の自主的な改善を促す観点から、命令を受けた者の氏名などのほか、公表する原因となった事実行為や市長が必要と認める事項を公表することができます。なお、市長が必要と認める事項については規則で定めます。

公表方法としては、市役所掲示場への掲示、市ホームページへの掲載、市政記者への情報提供などを想定しています。

(2) 第2項関係

公表は、処分ではなく違反事実を公表する事実行為として行うものですが、その適用にあたっては慎重さが求められるため、公表しようとするときは、当該公表の対象となる者に対し、事前に意見を述べる機会を与えなければなりません。

【宮崎市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則（抜粋）】

(公表)

第4条 条例第12条第1項の規定による公表は、市の掲示場への掲示、インターネットの利用その他の市長が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第12条第1項第3号の市長が必要と認める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 命令に違反することとなった行為に係る店舗の名称及び所在地
- (2) 命令並びに当該命令の原因となる指導及び警告の対象となった行為に係る店舗の名称及び所在地

(土地等の所有者等への通知)

第13条 市長は、前条第1項の規定による公表をしたときは、当該公表がされた者の業務の用に供されている土地又は建物の所有者若しくはこれらを貸し付けている者又はこれらの管理者に対し、当該公表の内容を通知することができる。

【趣 旨】

本条は、違反事実の公表内容について、公表された者の業務に用いられている当該土地や建物の所有者や管理者に対し、当該公表内容を通知することができることを定めています。

【解 説】

公表の事実を通知することで、市民等、事業者等と連携して、公共の場所を快適に通行し、又は利用することができる環境の形成を図るといった条例の目的に関する意識の高揚と本市の施策への協力を促すことができます。

(関係機関への情報提供)

第14条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、この条例の施行に関し把握した情報を、警察その他の関係機関に対し、提供することができる。

【趣 旨】

本条は、条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、本条例の施行に関して把握した情報を警察などの関係機関に提供することができることを定めています。

【解 説】

指導等を行う中で得た風営法等で規制されている客引き行為等を行う者の情報や、その他条例の目的を達成するために必要な情報について、警察などの関係機関に提供することで、条例の目的を達成するための適切な対応が関係機関において図られることを意図しています。

提供する情報は、本条例の施行に関して把握した情報であり、例えば、違反行為者の氏名などの個人情報が挙げられます。

個人情報の提供については、宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号）第8条において、当該実施機関以外のものに提供することが制限されていますが、同条第1項において法令等に定めがある場合は認められていることから、本条によって、必要に応じて警察などに個人情報の提供を行うことが可能になります。

「その他の関係機関」については、第3条第2項の解説と同じです。

【宮崎市個人情報保護条例（抜粋）】

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2)～(8) (略)

(関係行政機関等への協力要請)

第15条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係団体に対し、情報の提供、助言その他の必要な協力を求めることができる。

【趣 旨】

本条は、条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、警察などの関係行政機関又は関係団体に対して、情報の提供、助言などの必要な協力を求めることができることを定めています。

【解 説】

客引き行為等の施策を推進していく過程で、風営法や県迷防条例に基づき取り締まりを行う警察をはじめ、関係行政機関や関係団体との連携は不可欠であるため、条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係行政機関などに対し情報の提供や助言などの協力を求めることができることを定めています。

提供を求める情報は、本条例の目的を達成するために必要とする情報であり、例えば、違反行為者の氏名などの個人情報that挙げられます。

個人情報の収集については、宮崎市個人情報保護条例第7条において、本人以外からの収集が制限されていますが、同条第2項において法令等に定めがある場合は認められていることから、本条によって、必要に応じて関係行政機関等から個人情報の収集を行うことが可能になります。

「関係行政機関」とは、警察、他市町村、法務局等を想定しています。

「関係団体」とは、地域団体や事業者を想定しています。

【宮崎市個人情報保護条例（抜粋）】

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条、次条及び第9条において同じ。）を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。

(2)～(9) (略)

3 (略)

(報告の徴収)

第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、客引き行為等を行い、若しくは行わせた者又はその疑いがある者に対し、必要な報告を求めることができる。

【趣 旨】

本条は、市長が、客引き行為等を行った者、行わせた者、又はその疑いがある者に対し、必要な報告を求めることができることを定めています。

【解 説】

報告の徴収は、客引き行為等を行い、若しくは行わせた者又はその疑いがある者に対し、条例の施行に必要な限度においてのみ行うことができることを定めています。

「必要な報告を求める」とは、客引き行為等を行い、若しくは行わせた者又はその疑いがある者の氏名、住所などを確認できる書類や、客引き行為等に係る事実関係を確認できる書類を提出させることを想定しています。

(立入調査等)

第17条 市長は、第9条の規定による指導、第10条の規定による警告及び第11条の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、当該職員に、違反行為をした者の事務所、店舗その他の場所に立ち入らせ、必要な事項を調査させ、又は関係者に対し、当該違反行為をした者の氏名、住所その他必要な事項について質問をさせ、若しくは文書の提示その他の協力を求めさせること（以下「立入調査等」という。）ができる。

2 立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【趣 旨】

本条は、指導、警告及び命令を行うために必要があると認めるときは、違反行為をした者の事務所、店舗などへの立入調査や、関係者への質問、文書の提示などの協力を求めることができることを定めています。

【解 説】

(1) 第1項関係

市長は、違反行為の事実関係を把握し、禁止区域における反復違反の未然防止に資するため必要があると認めるとき、又は指導、警告、命令の段階的な措置を行うのに必要があると認めるときは、この範囲においてのみ必要最小限で、市職員に立入調査等をさせることができることを定めています。

市長は、違反行為者の事務所、店舗など事業に関係のある場所に立ち入らせ、従業員の雇用関係や、客引き行為等に係る業務を委託した際の契約関係が分かる書類、その他客引き行為等を行った者と行わせた者の関係が分かる書類などを調査させることを想定していますが、違反行為に関係する書類などに限られ、違反行為に関係のない書類などを調査させることはできません。

この他、市長は、必要があると認めるときは、違反行為者の必要な事項を調査させること、関係者に対して違反行為者の氏名、住所などについて質問させること、文書の提示などの協力を求めさせることができることを定めています。

(2) 第2項関係

立入調査等をする職員は、身分証明書を携帯し、関係者に提示しなければならないことを定めています。なお、身分証明書の様式については規則で定めます。

(3) 第3項関係

立入調査等の権限は、条例の目的を達成するために必要があると認められる範囲で認められたものであり、犯罪捜査のために認められた強制力を有するものではないことを定めています。

【宮崎市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則（抜粋）】

（身分証明書）

第6条 条例第17条第2項の身分を示す証明書の様式は、身分証明書（様式第1号）によるものとする。

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣 旨】

本条は、この条例の施行に関し必要な事項について、規則へ委任することについて定めています。

【解 説】

本条例の施行に関し必要な事項については、「宮崎市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則」で定めます。

(罰則)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第11条の規定による命令に違反した者
- (2) 第16条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第17条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

【趣 旨】

本条は、命令を受けた者が命令に従わない場合等に科す過料について定めています。

【解 説】

本条例は、公共の場所を快適に通行し、又は利用することができる環境の形成を図り、もって、安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的としており、秩序維持を主眼としているため、犯罪等に相当する刑罰としての罰金を科すのではなく、行政上の秩序罰である過料を罰則とすることが相当であると考えています。

第1号では、第11条の規定による命令に違反した者を過料の対象として定めています。

第2号では、第16条の規定による報告の徴収に対して、報告をしなかったり、虚偽の報告をした者を過料の対象として定めています。

第3号では、第17条第1項の規定による立入調査を拒んだり、妨げたりする者など、又は同項の規定による質問に対して、答弁をしなかったり、虚偽の答弁をした者を過料の対象として定めています。

過料の処分をしようとする場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の3に基づき、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめ告知するとともに、弁明の機会を与えなければなりません。

過料の額については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第3項に基づき、過料の上限額である5万円以下としています。

【地方自治法（抜粋）】

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(両罰規定)

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条に規定する行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を科する。

【趣 旨】

本条は、法人等に対する両罰規定について定めています。

【解 説】

客引き行為等は、営業活動として組織的に行われることが想定されるため、実際にその行為をした者を罰するほか、法人などに対しても過料を科すことを定めています。

客引き行為等を行った者のみを罰するのではなく、当該行為に係る業務を行う法人などについても罰則を科す規定を設けることによって、禁止行為に係る一定の抑止力が期待できるだけでなく、法人などの従業員に対する管理監督を徹底させ、また、違反行為の是正を促すことが期待できます。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条から第13条まで、第16条、第17条、第19条及び第20条の規定は、令和4年1月1日から施行する。

【趣 旨】

本附則は、本条例の施行期日を定めたものです。

【解 説】

本条例は、公布の日である令和3年9月30日から施行します。

ただし、禁止規定、指導、罰則などの規定については、一定の周知期間が必要であることから、令和4年1月1日から施行することとします。